

機 関 名	北海道大学		
拠点のプログラム名称	多元分散型統御を目指す新世代法政策学		
中核となる専攻等名	法学研究科法律実務専攻		
事業推進担当者	(拠点リーダー) 田村 善之 教授	外 19 名	

〔拠点形成の目的〕

**1. 多元分散型統御を目指す新世代法政策学** 伝統的な法学は、静態的課題に関する二当事者の権利義務関係を私法で規律し、公衆に関わる課題を公法で規律するという二元的な枠組みをとる。しかし、科学技術の進展とグローバル化により社会の相互依存性が高まるなか、二当事者間の規律が多様かつ多層的に他者に影響する場面が拡大し(外部性社会)、規律対象となる技術、経済、環境等の不断の変化により、総合的な把握が困難となっている(対象の不定形性・動態性)。たとえば、インターネット等における権利者とユーザーの対立、エイズ医薬品等に関する先進国と途上国の対立、景観、原発、温暖化等に関する都市観、産業政策と環境政策に関する対立は、国における公私の対立という二元的思考を許さないほど、多層かつ多元的な課題である。いずれも、静態的効率性と動態的効率性のトレードオフ、望ましい競争状態とどの程度の乖離があると法が介入するのかというベースライン問題、科学的知見の取り入れ等、動態的な把握を必要とする。

これらの課題を、a)基本権間の衡量問題として解決する手法は、外部性社会において必然的に利害が錯綜する場合の調整に課題を残す。b)法と経済学は効率性や厚生という基準でこの問題に臨むが、そもそも多元的な価値の反映には限界があることに加え、ベースラインを完全競争市場に置き、現状をそこに近づけることを法の任務とする古典的議論は非現実的に過ぎる。この点、ゲーム理論の応用や個人の現実の行動を測定する行動経済学等が注目されるが、その知見を法政策に応用する手法は発展途上である。

以上のa)、b)は、大陸法系の伝統的法学、米国法系の法と経済学という、国際的な法学方法論の分布に対応するが、本拠点の新世代法政策学は、これらを架橋しながらも、新たな**第三の軸**を提示するものである。すなわち、外部性社会にあつては、情報を不断に収集し多数の利害を調整する必要があるが、その指針となりうる効率性や厚生等の測定は容易ではなく、権利や自律その他の多様な価値を保障し調整する必要もある。しかも、権利を設定したり規律をなす試み自体が市場の前提を形成し、また、政策判断の過程で科学や経済状況の知見を得ることが規律対象の評価に影響するために、規律の過程と対象の間には再帰的な関係が存在する。ゆえに、法政策の内容の妥当性のみならず、**政策形成過程を統御するプロセス正統化**を組み合わせる必要がある。これは、「正解」が見えない時代の漸進的な法政策過程を規律する学問として**法学を再構成**する作業である。この課題を実現するため、本拠点では、技術的な判断力、民主的な契機、自由を擁護する契機など諸要素に着目しつつ、**市場、立法、行政、司法、その他の社会組織間のガバナンス構造**を探索する。

このように、外部性社会における動態的課題に対処するために、帰結主義ばかりでなく、手続的な正義を包摂した方法論を提供する学問が「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」である。

**2. 新しい教育プログラムの開発** これまでの法学教育は、伝統的な法学に基づき、法技術的に区切られた六法・行政法と、知財・経済・環境などの対象によって区切られた諸法とを別々に教えてきた。本拠点では、**新世代法政策学**を踏まえて、両者を相互補完的に俯瞰しつつ、**各種方法論も包括的に把握する教育プログラム**を開発する。これにより、広い視野から大型の研究を行う研究者を養成すると同時に、現代的な課題に対処する高度職業専門人も育成する。さらに、社会的外部性の動態的な統御は国際的な課題であり、本拠点の留学生教育は次世代の人的法制度整備支援として大きな意義を有する。

〔拠点形成計画及び進捗状況の概要〕

事業推進担当者を中心に小人数で形成される**新世代法政策学WG**における理論構築を軸としつつ、総論を扱うGCOE全体研究会、各論を扱う知的財産法研究会、経済法研究会、消費者法研究会、環境法政策研究会と、既存の民事法研究会、公法研究会等を有機的に活用して共同研究を推進する。研究の遂行に際しては、諸活動が分散することのないよう、WG等の活動の成果を随時、機関誌に発表し、本拠点が構築中の理論の可視化に努めるとともに、本拠点の理論の特徴を、**効率性、プロセス正統化、内的視点**という研究キーワード(総論)に標的化した。また、特に**外部性**という研究キーワード(各論)で括れる**知財、競争、環境**を重点的な各論領域に選定し、さらに、知財の分野で21世紀COEプログラムを継承した**情報法政策学研究センター**を設立し、国際的な活動を展開した。これらの活動は、『**新世代法政策学研究**』(2年度内発行6冊(印刷中を含む))、『**知的財産法政策学研究**』(同8冊)という2機関誌と『**GCOE研究叢書**』(同2冊)における膨大な成果につながっている。

教育においては、上記研究会における報告と機関誌への論文掲載を軸とした**双方向的連環型教育プログラム**を実施した他、本拠点の理論を伝え、大きな視野をもった研究者の養成につながるための小人数のオムニバス講義を実施し、着実な成果を上げている。

## (総括評価)

現行の努力を継続することによって、当初目的を達成することが可能と判断される。

## (コメント)

大学の将来構想と組織的な支援については、本プログラムとの関連が抽象的ではあるが、21世紀COEプログラムで充実化された海外機関とのネットワークと情報法政策学研究センターを継承拡充している点で、評価することができる。

拠点形成全体については、マネジメント体制が整備され、国内外の研究拠点との研究連携が着実に進行している。

人材育成面については、法科大学院の影響もあって厳しい状況であり、博士課程入学者数などで不安もあるが、経済支援や論文の執筆・雑誌の編集活動の機会を与えている点で工夫と努力が見られることは評価できる。

研究活動面については、知財・競争・環境を中心に国内外との連携による研究活動が進展しつつある。研究成果の国際的発信については、更なる努力が求められるが、拠点全体としては一定の成果が出ていると評価できる。

採択時の留意事項への対応については、高度に抽象的で新奇な鍵概念で表現される拠点形成計画と個々の研究・人材育成との関係付けについて依然として困難が残されているが、この点でも徐々に対応が行われつつある。

今後の展望については、個々の成果を法政策学として拠点全体のプログラムと結び付け、それらの成果を国際的に発信することに努めるとともに、より多数の若手研究者を育てる方向で努力を継続すれば、優れた拠点を形成することができると期待される。